

資料

令和8年(2026年)1月23日

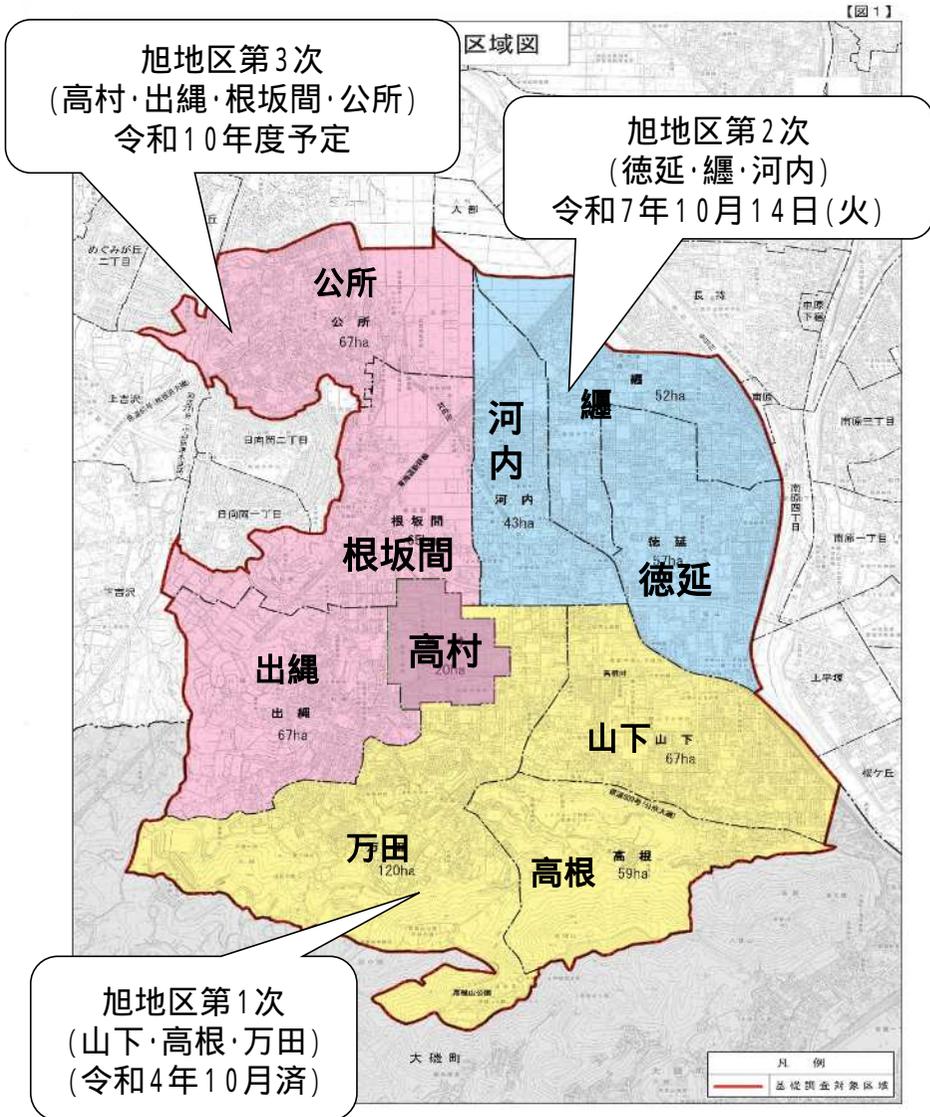
令和7年度 住居表示審議会 (第2回)

平塚市 都市整備課

次第

- 1 旭地区第2次・第3次の住居表示の状況報告
 - (1) 第2次(徳延・纏・河内)の整備状況
 - (2) 第3次(高村・出縄・根坂間・公所)の進捗状況
- 2 今後の住居表示の検討に向けた考え方(諮問)

1 旭地区第2次・第3次の住居表示の状況報告



旭地区は、日向岡一丁目・二丁目を除く、
10大字を3回に分けて住居表示を実施している。

	大字名	町名
旭地区第1次	山下 高根 万田	山下一丁目～三丁目 高根一丁目～三丁目 万田一丁目～三丁目
旭地区第2次	徳延 纏 河内	徳延一丁目～三丁目 纏一丁目～四丁目 河内一丁目～二丁目
旭地区第3次	高村 出縄 根坂間 公所	今後検討

(1) 第2次(徳延・纏・河内)の整備状況

概要 (概算面積と世帯数)

令和7年10月14日実施日時点

字名	新町名	面積	街区数	対象世帯数
徳延	徳延一丁目、二丁目、三丁目	0.57km ²	94	2,688
纏	纏一丁目、二丁目、三丁目、四丁目	0.62km ²	103	2,394
河内	河内一丁目、二丁目	0.39km ²	64	1,641
合計		1.58km ²	261	6,723

表示板の設置

街区表示板の設置
(約600箇所)



町名表示板・住居番号表示板
(約4,500棟)



手続き

行政等が住所変更手続きを行う主なもの

手続名	担当
住民基本台帳（住民票） 印鑑登録原票（印鑑登録証明書） 戸籍簿、戸籍の附票	平塚市役所 市民課
資格確認証 （国民健康保険・後期高齢者医療制度）	平塚市役所 保険年金課
国民年金加入者・受給者	日本年金機構 平塚年金事務所
上下水道	平塚水道営業所
NHK 東京電力 など	各機関

ご自身で住所変更手続きを行う主なもの

手続名	手続きをする場所
マイナンバーカード	平塚市役所 市民課
運転免許証	平塚警察署
土地・建物等の不動産の登記名義人	横浜地方法務局 西湘二宮支局
自動車の所有者・使用者	関東運輸局 湘南自動車検査登録事務所
銀行 生命・損害保険会社 携帯電話 各種免許 など	各機関

法令や各個人の契約により、本人手続きが必要なものです。

手引きの配布

表紙



作成の目的

住民の方が必要な手続きについて説明しており、手続きを円滑に行っていただくことを目的とした。

内容

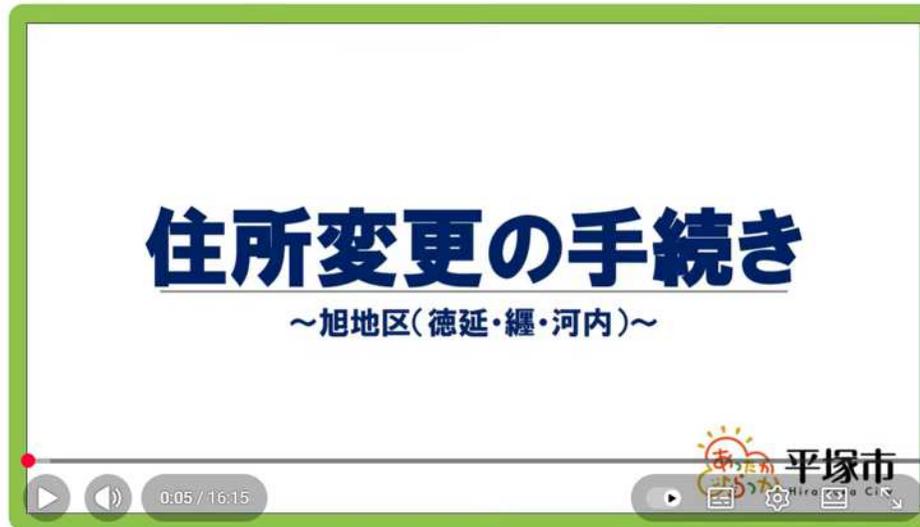
- ・ 手続きの方法や場所の説明
- ・ 申請書等の記載例 など

その他

- ・ 各機関と連携し作成
- ・ 住居表示の約1か月前から配布
- ・ 対象世帯に直接手渡し、不在時はポストへ投函

ー 1 動画 (YouTube) (手引き内容の説明した動画)

オープニング



説明内容

項目	担当	説明
<u>・マイナンバーカード (個人番号カード) 署名用電子証明書の 住所変更</u>	平塚市役所市民課 旭北公民館 2階講義室 にて 臨時窓口を 開設しています！ ※詳細は、同封のご案内 をご確認ください。	【必要書類】 ・マイナンバーカード 

- ・手引きの内容を音声付きの動画で詳しく説明している。
- ・パソコンやスマホで、いつでもどこでも好きな時に、繰り返し見ることができるというメリットがある。
- ・動画の時間は16分15秒で、再生回数は、令和7年12月末までに約2,100回となっている。

ー 2 動画の上映会の模様(ご家庭で動画を見ることのできない方のために開催)



開催日程：令和7年9月26日(金)、27日(土)、28日(日)の3日間

開催場所：旭南公民館、旭北公民館、松延小学校

開催方法：居住地区によって、6回に分けて開催(各回複数回上映)

参加人数：約150人

コールセンターの設置（電話問い合わせの多数による不通を防ぐ目的）

設置期間：令和7年10月14日（火）～10月27日（月）

土日祝日を除く平日 8時30分～17時00分

コールセンターへの問い合わせ内容と件数

	不動産登記 に関して	マイナン バーカード に関して	配布資料に ついて	免許・車に 関して	住居表示制 度について	その他	合計
件数	131件	49件	35件	17件	13件	30件	275件
割合	47.64%	17.82%	12.73%	6.18%	4.73%	10.9%	100%

問い合わせの内容で最も多かったものは、不動産登記に関するもので47.64%であった。

ホームページ

旭地区第2次（徳延・纏・河内）の住居表示

✕ ポスト いいね!

最終更新日：2025年10月14日

- ▼ 新着情報
- ▼ 住居表示新旧・旧新対照表について
- ▼ 新しい住所の通知等の配付について
- ▼ 住居表示の手続きに関する動画について
- ▼ 住居表示のよくある質問について
- ▼ 旭地区住居表示整備事業について
- ▼ 旭地区第2次（徳延・纏・河内）住居表示について
- ▼ 【告示】旭地区第2次住居表示実施期日などについて

新着情報

- 【9月 1日～】住居表示区域内にお住まいの皆様へ新しい住所の通知等の配付が始まりました。
- 【9月 1日～】[住所変更手続きの動画](#)を公開しました。
- 【告示を行いました】旭地区第2次住居表示実施日が令和7年10月14日（火曜日）に決まりました。詳細は、[【告示】旭地区第2次住居表示実施期日などについて](#)をご確認ください。
- 【10月14日～】住居表示新旧・旧新対照表を更新しました。

10月14日までの間に随時更新。手引き（PDF）や動画のURLなどを掲載した。令和7年9月～11月末までで、約13,000回の閲覧があった。

大切なお知らせの配布

令和7年10月発行

旭地区第2次住居表示実施検討会

**住居表示に関する
大切なお知らせ 第10号**

徳延・纏・河内の全域と根坂間・公所の一部が
**10月14日(火)に
新しい住所になりました！**

お住まいの皆様には住所変更の手続きなど、お手数をおかけしますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

手続き動画を公開中

住居表示の手引き（紫色の冊子）の内容を編集した、15分程度の動画ですので、ご活用ください。

二次元コード



お問い合わせはコールセンターへ

コールセンター
開設時間…8:30～17:00(土日を除く)
開設期間…10月27日(月)まで

☎050-3493-1300

開設期間後は平塚市 都市整備課へ (0463-21-8783)

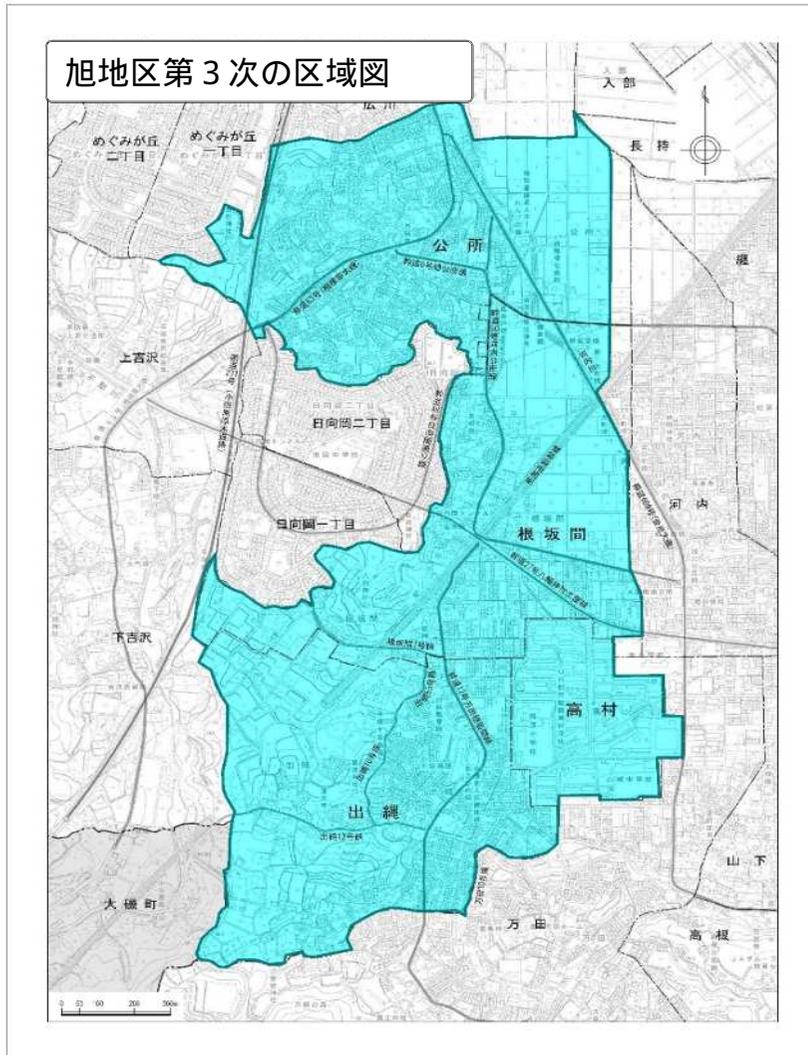
(裏面に続きます→)

目的：住居表示の周知のため配布

対象：対象地区全戸

住居表示整備後には、
質問の多い内容を掲載し発行した。

(3) 旭地区第3次(高村・出縄・根坂間・公所)の進捗状況



旭地区第3次住居表示実施検討会

発 足：令和7年1月

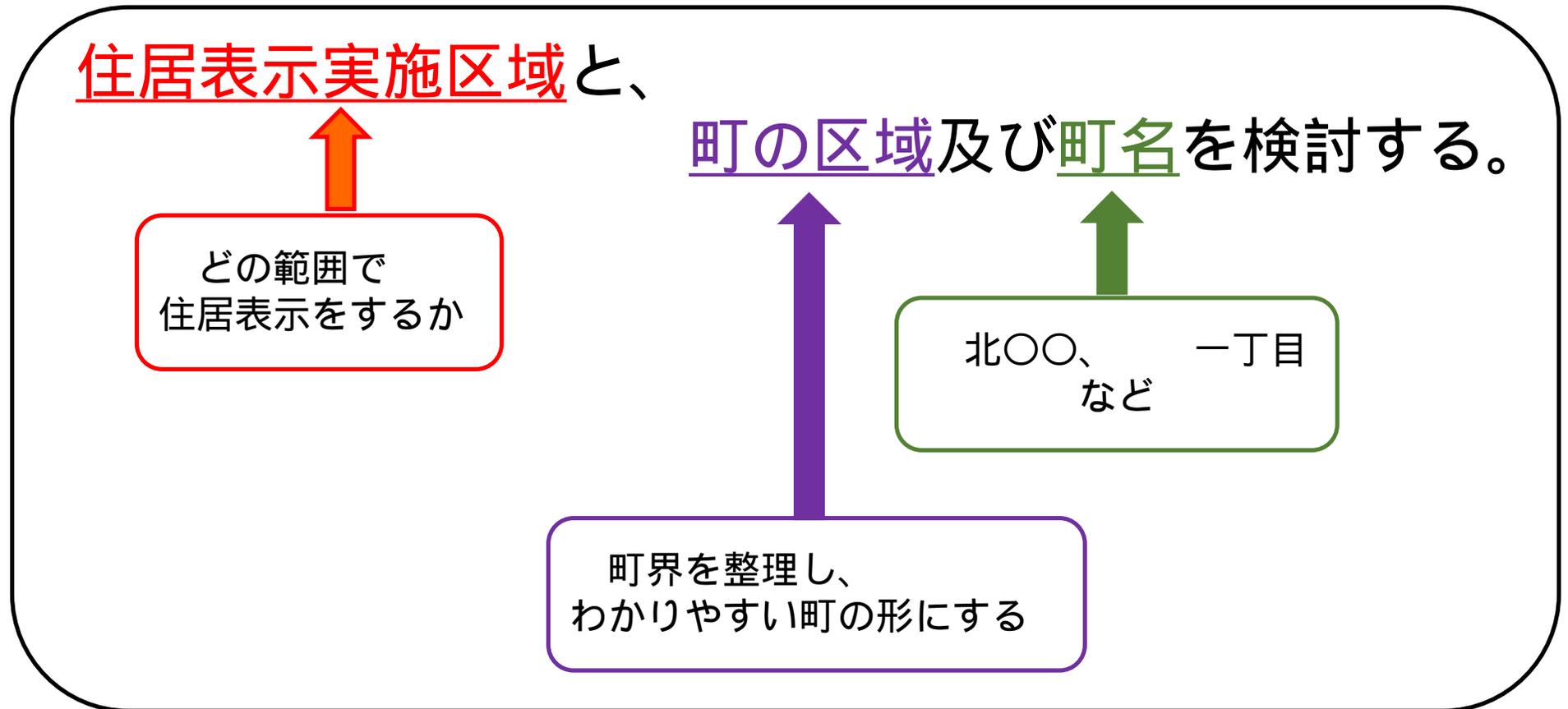
目 的：実施区域（外枠）や
「町の区域及び町名」（案）
について検討すること

構 成：各自治会から推薦された委員（8名）

経 過：令和7年12月まで6回開催
今後も開催していく

検討内容と経過

令和10年度の整備を目標に検討をしている。現在は、 の方向性を検討中。



2 今後の住居表示の検討に向けた考え方 (諮問)

(令和7年7月30日 平塚市住居表示審議会資料より抜粋)

住居表示区域検討の考え方

住居表示に関する**法律**（抜粋）

付則抄

（住居表示の実施に関する経過規定）

市町村は、（略）住民の日常生活に不便を与えている**市街地**である区域について、（略）住居表示を実施するように努めなければならない。

(令和7年7月30日 平塚市住居表示審議会資料より抜粋)

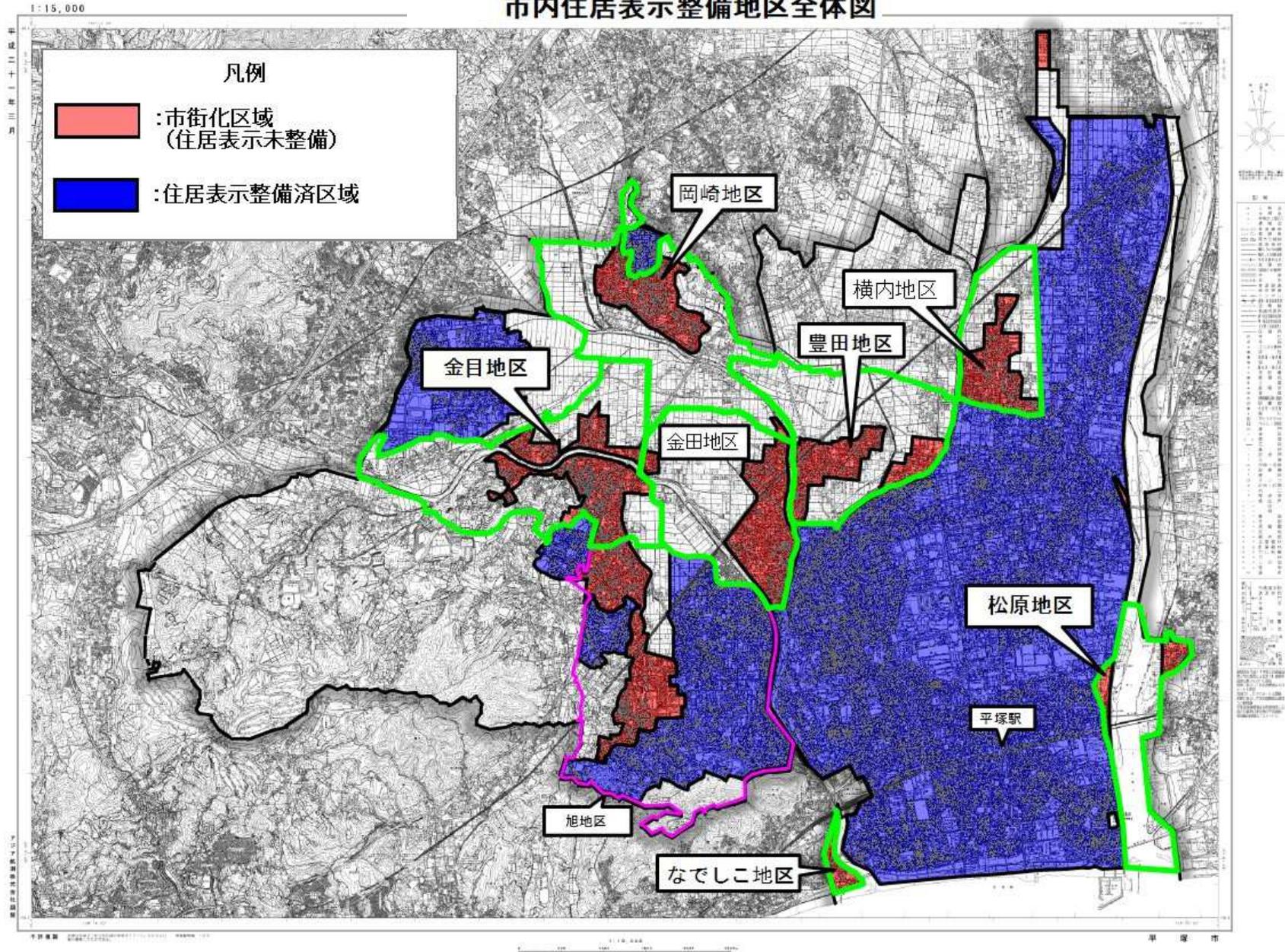
市街地の定義

出典：「住居表示制度の解説」自治省（昭和38年4月）

市街地とは、地方公共団体の中心の市街地を形成し、客観的な市街地という概念に当てはまる地域を指す。

本市では、市街地形成などが進んでいる市街化区域の未整備地区の検討を優先したいと考えます。居住人口などが多く、住居表示整備区域と隣接することから、事業効果が高いためです。また、近隣市も同様に取り組んでいます。

市内住居表示整備地区全体図



検討着手候補区域

- ・市街地形成などが進んでいる市街化区域の未整備地区の検討を優先したい。
- ・居住人口などが多く、住居表示整備区域と隣接することから、事業効果が高いためです。
- ・近隣市も同様に取り組んでいます。

市街化区域を有する地区を検討着手候補地区とする。

なお、この市街化区域に隣接する市街化調整区域のうち、建物が多き区域などについては、必要性、効果などから範囲を総合的に判断していく。

(令和7年7月30日 平塚市住居表示審議会資料より抜粋)

地元の検討の考え方

**連合自治会等に住居表示の効果や手続きについて、
情報提供を行っていきます。**

**住居表示の整備にあたっては、連合自治会等のご
意見を伺いながら、検討着手の判断をしていきます。**

進め方のフロー（イメージ）

効果や住所変更手続きなどの説明（連合自治会単位）

合意形成（連合自治会単位）

検討会の組織化（各自治会からの委員選出）

検討の開始

地元の検討組織化(実施検討会など)までの流れ(イメージ) (連合自治会などで検討)

地域や市からの発信

市の概要説明など(複数回)
(効果や住所変更手続きなど)

地域でメリットやデメリットなどを踏まえた検討や機運の醸成

【様々な視点から】

- ・ 分かり易くなる
- ・ 住所変更の手続きが生じる
(期限有)
- ・ 年配者が手続きできるのか
(マイナンバーカード・登記簿等)
- ・ デジタル化もあり、優先して検討などを進めてよいのか。

⋮

市は、助言や支援を行う

地域としての方向づけ

市へ検討着手する旨の要望書提出

検討組織設立に向けた調整

検討組織による具体的な検討に着手

(区域・町名・町の境界など)

地元自治会等に伝えること

住居表示の効果

- 目的地(建物)などへ訪ねやすくなる。
- 緊急時の通報に必要な「位置」が明確になり、救急車等の緊急車両がより早く到着できる。
- 宅配物や郵便物等の誤配や遅配が減少する。

住居表示の課題となる要因

- **手続き先の複数化**

マイナンバーカードの普及により、手続き先等の複数化。

(カード本体、マイナ免許証 等)

- **不動産の住所変更登記の義務化**

令和8年4月から登記の住所変更が義務化され、2年以内の手続きが必要となる。

デジタル化、時代の流れで手続き期間等が厳密化されてきている。

- **高齢化**

高齢化等により、手続き自体が難しい。

本人手続きによる住所変更手続きが必要であるなど、法令により職権修正ができない住民手続きについて、手続きの軽減ができないかなど、情報収集や法制度の研究などを続ける。